

大飯原発3、4号機運転差し止め請求訴訟
福井地方裁判所 判決文(2014.5.21)抜粋

250キロ圏内の根拠、

2. 福島原発事故について

福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遥かに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに、原子力委員会委員長が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したのであって、 Chernobyl 事故の場合の住民の

年間何ミリシーベルト以上の放射線がどの程度の健康被害を及ぼすかについてはさまざまな見解があり、どの見解に立つかによつてあるべき避難区域の広さも変わつくることになるが、既に20年以上にわたりこの問題に直面し続けてきたウクライナ共和国、ベラルーシ共和国は、今なお広範囲にわたつて避難区域を定めている。両共和国の政府とも住民の早期の帰還を圖ろうと考え、住民においても帰還の強い願いを持つことにおいて我が国となら變わりはないはずである。それにもかかわらず、両共和国が上記の対応をとらざるを得ないといふ事実は、放射性物質のもたらす健康被害について樂観的な見方をした上で避難区域は最小限のもので足りるとする見解の正當性に重大な疑問を投げかけるものである。上記250キロメートルという数字は緊急時に想定された数字にしかすぎないが、だからといってこの数字が直ちに過大であると判断するこ

國富とは、

9 神告子の金の主張について

他方、被告は本件原発の稼動が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。このコストの問題に関する議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであるとを考えている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が生じても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。また、被告は、原子力発電所の稼動がCO₂排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが、原子力発電所でひどい深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とは甚だしい筋違いである。

結論 10

以上の次第であり、原告らのうち、大飯原発から250キロメートル圏内に居住する者(別紙原告目録1記載の各原告)は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められるから、これらとの原告らの請求を認める。

一 項間導入導入負擔負擔一部

第三種便物認可

福祉医療

愛知県は福祉医療制度（子ども・障害者・母子父子家庭・高齢者の各医療費助成制度）に、一部負担金と所得制限を導入する見直しを実施を示している。

愛知県の制度見直し議論では、「一部負担金は安易な受診や多量受診を抑制でき医療費適正化に資する」という意見が一部にある。しかし、県制度で入院・通院ともに中学校卒業まで医療費無料化を現物給付で実現している群馬県では、県当局が「時間外受診件数はむしろ減少している」と県議会で答弁し、「早期受診で重症化を防いた結果」と分析している。

群馬県は一〇九年に委

群馬県の医療費データ
は、このほかにも一人当たりの受診回数、医療費助成金さらに一件当たりの金額についても減少していることが報告されている。

群馬県は保護者へのアンケート調査を行い、保護者は無料だから向こむかんで医者に連れて行くことはなつてにならじとも報告している。

保守系で知られる群馬県知事は、「子ども医療費無料化は活力ある豊かな社会を築くための未来への投

質助成制度を中学校卒業で自己負担なし・現物給付拡大した。一年後、県会でその効果を問う質問由され、群馬県国保課長は「子どもの年齢拡大に伴い、救急医療への過度依存や時間外診療の増加懸念されたが、国保診療の時間外受診件数を検証してみると、拡大前の九二・一に比べて、かなり減少している」と弁。さらに、「多くの音が夜間や休日診療が増えたため、忙しい小児科医師の勤務を助けてくれる」ことを質され、「とにかく」「子どもの教話相談や市町村の啓発による防ぐことができる慢性的疾患についても

(中群體醫學子學) 医療書道一卷

通常診療時間以外の受診件数（群馬県市町村国保被保険者（15歳以下）
平成21年4～9月（通院拡大前）10,152件

平成22年4～9月（通院拡大後）9,406件（92.7%）

الطبقة العلوية من الأسرة العلوية

【問2】子ども医療費助成制度は、どのような点で生活に役立っていますか。〈複数回答可〉

○約9割が「経済的負担の軽減」・「早期治療による子どもの健全な成長促進」と回答

【問4】子どもの受診にあたり、どのようなことに気を付けていますか。（回答は2つまで）
○約9割が「経済的負担の軽減」・「早期治療による子どもの健全な成長促進」と回答

【自由記入欄に寄せられた保護者の意見（抜粋）】

早期に十分な治療が受けられることは重症化を未然に防ぎ、他のお子さんへの感染を予防しているはずです。税金でまかなわれていることも承知しているが、このまま制度を継続できれば少子化対策にもなるうえ、子ども達の将来の健康につながると思う。また、小さい時から健康に気を配っていれば、大人になった時や老後も健康に過ごすことができ、結果として医療費を抑え